

宋代女子の財産権

柳田, 節子 / YANAGIDA, Setsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

42

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

14

(発行年 / Year)

1990-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011049>

宋代女子の財産権

柳 田 節 子

はじめに

一九四九年、新中国の成立にあたって、革命の成功・不成功の鍵を握っているのは、土地法と婚姻法であるといわれた。結婚における男女平等のためには、女性にも離婚後の経済的保証が必要であり、両者をきり離して考えることは出来なかった。

革命前の旧中国社会における女子の地位の低劣さを示す諺をあげればきりが無い。七出、三従はいうまでもなく。「狗に嫁して狗に従い、雞に嫁して雞に従う」といわれて、三従は五従になり、「娶った妻、買った馬は乗ろうが打とうが勝手次第」と女性は一問扱いをうけていない。童養媳・典妻（妻の質入れ）・祖妻（妻の賃貸し）等も行われた。⁽¹⁾一九五〇年五月新婚姻法が成立し、次いで土地改革法が公布された。しかし、一片の法律によって、長い間の社会的慣習や思想が、一気に解決されることはむずかしい。

一九七二年三月、国際婦人デーに際し、宋慶齡は、労働の報酬・就学・婚姻の自由など、特に農村において、男女の平等が実現していないことを卒直に述べている。⁽²⁾かかる不平等は、いつ頃から形成されて来たのであろうか。といっても、本稿でそれに対する答を出そうとしているわけではない。ただ、遡って南宋時代家産分割は男子均分とされている時代、

江南に、女子も経済的に家産分割に対する権利を有した記録、すなわち、「法に在りては、父母已でに亡く、兒女産を分かつに、女はまさに男の半ばを得べし」という、いわゆる女子分法が、南宋後期、遺産相続に関する訴訟の判決文に残されている。この女子分法をめぐって、滋賀秀三・仁井田陞両氏の間に見解の相違があり、論争が行われたことは、周知の通りである。滋賀氏は、「家産をめぐる女性の権利なるものも、『承継』の概念を機軸として論じる」べきであり、「承継という相続様式は、財産の包括継承と祭祀義務とが不可分に結びつく」。従って、父を祀る資格のない未婚女子は承継系列の外におかれ、「生家の家産に対して附従的受益者たるの地位を認められるに止まり」、問題の女子分法は「慣習から遊離した」、「異質的な」、劉後村という一人の人物の「我流の解釈」ではないかといわれている。⁽³⁾

これに対し、仁井田氏は、この立法を積極的に解釈し、「女子もまた男子と同様に『承分人』であり」、「祭祀と無関係な財産承継である」といわれて、祖先祭祀と家産承継との関係を否定され、経済的要求として理解された。⁽⁵⁾かかる論争の背景には、法そのものの理解について基本的な相異がある。滋賀氏が、祭祀・承継の概念を、中国史をつらぬく不変の基本原理とされるのに対し、仁井田氏は、法もまた歴史と共に変化すると考えられる。

滋賀氏の強調されるように、南宋期、女子がきびしい経済的制約下におかれていたことはたしかであるが、そのような条件下にあって、なお且つ、法的に一定の財産権を有していた事実もまた否定出来ない。中国では古来、家産分割は兄弟均分で、女子は除外されてきた中で、「女はまさに男の半ばを得べし」という女子分法があらわれ、また、戸絶法における女承分が均分という概念でとらえられているということも見過ごすことは出来ない。以下、南宋期女子の財産権について考えてみたい。

一 女承分について

『名公書判清明集』⁽⁶⁾ 卷八 戸婚門「女承分」に范応鈴（号正堂）の「孤遺の財産を処分す」という判決文がある。解汝霖夫婦は北虜、すなわち金の入寇によって、夫婦ともに死亡し、幼女七姑と孫女秀娘の二人の娘が残された。汝霖は歳収租穀二百石という相当の富家であった。男嗣子なく、戸絶になるわけであるが、姪の解懃なるものが、この遺産をねらっ

表 1

1	在室諸女のみ	命継養子	+
		在室女	+
2	在室諸女 婦宗諸女	命継養子	+
		在室・婦宗女	+
3	婦宗諸女のみ	婦宗女 (半?)	
		命継養子	残りの+
		没官	残りの+
4	出嫁諸女のみ	出嫁女	+
		没官	+
		命継養子	+
5	在室諸女 婦宗諸女 出嫁諸女	いずれも 命継養子	+
		なし 没官	+

て、「姻議を主盟せず」、勝手に伴哥という命継⁽⁷⁾の養子を立てて汝霖の遺産を相続させた。これに対し、余栄祖なるものが、解勲が遺産を一人占めしようとしているといい、その財産は籍没して戸絶にすべきであると訴え続けていることに對する判決文であるが、戸絶法にもとづく命継養子・在室女・婦宗女・出嫁女等に対する財産の配分率が詳細に示されている。原文引用のかわりに表にすると左の通りである。⁽⁸⁾

判決文によると、伴哥が命継の養子であることは認め、第一の配分規定、在室諸女の場合の法が適用された。「今汝霖只だ幼女・孫女あり。並びに在室に係る。戸絶法に照らして均分せよ。伴哥継絶、合に四分の一を給し、其の余の三分は、均しく二室女に与えて業と為す」ことになった。七姑は本姓は鄭であつたが汝霖が生前に収養して育てた娘で、親女と同じ扱いをうけた。

この法規定にもとづく配分をみると、第一には、在室・婦宗・出嫁等諸女に対する遺産の配分率が詳細、且つ明確に示されていて、この法にもとづいて判決が下されていること、第二には、命継の養子よりも、在室・婦宗女等の方が取り分が多く、第三にこの取り分について、范西堂は「既に二女あり。法、まさに分を承くべし」といい、「今、秀娘、既に女分を承く」とも述べていて、女子の承分権、すなわち、女子分法を正当の権利として認めていることに注目したい。第四に、上述したように、「戸絶法に照らして均分せよ」とか、「当厅は汝霖の田産をもつて、条に照らして均分」等と述べ、この女子を含む配分法を均分という概念でとらえているのである。勿論、配分については、「並びに三千貫に至らば止め、二万貫に及ばば、二千貫を

増給す」とあって、取得の上限が定められてるし、祭祀承継者たる男嗣子、或は寡婦なき場合は戸絶になるのであって、女子の劣位は動かせない。しかし、財産の取得という点からみれば、女子も親の財産に対して「分を承ける」法的権利を有し、しかも、これが均分という範疇でとらえられているのである。なお、表1に示した配分と全くの同文が『清明集』卷八 戸婚門立継類「命継と立継は同じからず」の「再判」に戸令として記載され、「法令昭然、日星の如き有り。此れ州県の当に奉行すべき者なり」とあって、判決の共通の論拠とされていたことが知られる。

范西堂は「羅械、妻の前夫の田産を將て、没官せんことを乞う」という書判においても、右と同じ法規定を適用している。羅謙には、長男岳・次男密・三男企の三人の男子があった。父母（謙とその妻）が死に、服喪が終ると、財産を三分し、省簿に三人の姓名が登録された。その後、次男の密も死し、その息子寧老は、母が同曾祖の弟羅械に改嫁するのにつれ子として随った。その寧老も死んだため、羅械は、寧老の取得していた分け前の田産を、絶戸として官に献じた。しかるに、寧老の叔父羅企が長兄岳の次男を、命継により、死亡した次兄密の後継ぎとした。この命継の養子に対する遺産配分について、

法に在りては、諸そ已絶の家にして、継絶の子孫を立つるは、近親の尊長の命継する者を謂う。若し在室・婦宗・出嫁諸女無ければ、全戸の三分を以て一分を給し、余はもって没官す。

といって、羅密の命継の養子に対し、家業の三分の一を給し、残る三分の二は没官とした。これは上述、解汝霖の場合の第五の条文（表1）を適用しているのである。女承分ではないが、当時、戸絶、命継にともなう、財産の配分に関して明確な法規定があり、その法規定に従って判決が下され、女承分もまた、その法規定の中に確実に位置づけられていたことを指摘しておきたい。

同じく『清明集』卷八 戸婚門 遺囑に「女はまさに分を承くべし」という書判がある。これも范西堂の書判である。「鄭応辰には後嗣ぎの男子がなく、孝純・孝徳という二人の女と、過房によって同宗から迎えた孝先という養子がいた。応辰の家には三千畝の田と庫十座があり、かなりの資産家であった。応辰は生前に遺言によって、二人の女にそれぞれ田百三十畝と庫一座ずつを与えたが、これは多すぎるとはいえない。しかるに、応辰の死後、養子孝先が応辰の全財産を我

がものにしよとした」。

これに対し范西堂は、「仮りに父母の遺言がなくても、二女は当然遺産を受ける権利がある。若し、他郡均分の例によって之れを分ければ、二女は養子と各々其の半ばを受けることが出来るのに、今、（はるかにその半ばにも及ばない）只だ百三十畝すら与えようとし、ないのは不義の甚だしきものである」という。判決は結局、応辰の遺言通り、計二百六十畝の田が遺産の中から二女に与えられることになる。但し、孝先に對しては「杖一百を罰し、釘錮」の刑を科した。私がここで問題にしたいのは、判決の結論よりは「他郡均分の例によって配分すれば、二女と養子は各々まさにその半ばを受くべし」という条例である。先ず第一に、孝先が二分の一、二人の女がそれぞれ四分の一ずつ、計二分の一を受ける法規定の存在である。これは、はじめにのべた「女はまさに男の半ばを得べし」に完全に一致するものである。上述、表1、解汝霖の場合の第一条、在室女のみの場合、養子四分の一、在室女四分の三であつたのに対し、この「他郡均分の例」では、養子四分の二、在室女四分の二となつていて、配分率が異なるのは、前者は命継の養子、後者、孝先は生前に定められた過房による養子のためであらう。この女承分を含む配分方法もまた均分とよばれている。第二に、「他郡均分の例」とは、范西堂がこの書判を書いた任地以外の諸州県でも同じ条法があり、その条法にもとづいて配分が行われていたことを示している。陳智超氏によると、西堂は、撫州・贛州の通判、広西提点刑獄在任時期の書判が多いという。この他、吉州知事・浙東提点刑獄・江西提學常平・湖南轉運判官兼安撫司等も歴任してあり、以上の如き「女承分」に関する法規定の適用地域を確認することは出来ないが、江南地方のかなりの地域にわたっていた可能性も考えられる。

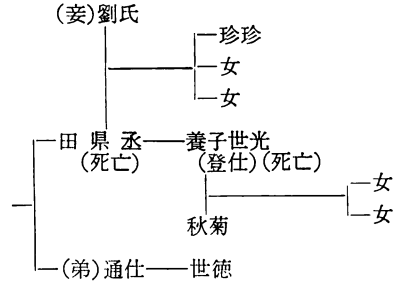
はじめに挙げた女子分法は、劉克莊（号後村）の江南東路饒州鄱陽県における書判で、周丙の死後、娘婿李応龍が、妻の父が残した膏腹の田産をねらうて取込もうとしたことに對する判決である。

法に在りては、父母已でに亡く、兒女産を分つに、女はまさに男の半ばを得べし。遺腹の男もまた男なり。周丙身後、財産はまさに三分となし、遺腹の子二分を得、細乙娘一分を得べし。此くの如き分析は、まさに法意にかなうべし。

という判決を下し、娘婿李応龍が妻の父の田産をねらつたことに對し「条法を顧みず、幼孤を恤まず」とのべ、「女は男

の半ばを得べし」というのは「現行の条法」であるともいって、男子二分、女子一分の分析が、法規定にもとづいていることを強調している。

劉克莊にはもう一つ「建昌劉氏、立嗣を訴うるの事」(江南東路南康軍)という書判⁽¹²⁾があり、その中でも「二女は各々、まさに男の半ばを得べし」という条法にもとづいて判決を下している。田県丞(死亡)には、正妻がなく、妾劉氏との間に、男子珍珍と女子二人の計三人の子がいた。田県丞は養子世光(登仕)を迎えたが、この世光には女使秋菊との間に二女があった。その世光も死亡したため、田県丞の弟通仕は、自分の息子世徳を世光の養嗣子として遺産をねらい、妾劉氏・女使秋菊・養子世徳の間に三つ巴の財産争いが起こった。数回にわたって書かれた判決文を集録したもので、長文、且つ複雑・難解であるが、要点のみを引用すると、先ずはじめに、田県丞の弟通仕が息子世徳の立嗣を理由にして干預してきた



ことに對し、

通仕の意、一子を以て県丞の業を中分せんと欲するも、此れ大いに然らず。

といい、

令文に、諸そ戸絶の財産は、尽く在室の諸女に給す。又云う。諸そ已絶にして繼絶の子孫を立つるに、若し、止だ^レ在室諸女有るのみなれば、即ち全戸の四分の一を以て之に給す。

といっている。ここにいう令文とは、上引、范西堂が「孤遺の財産を処分す」の中で示した財産の配分表1の第一、在室諸女の場合の、命継養子四分の一、在室女四分の三に完全に一致する。劉後村もまた、范西堂と同じ令文を用いているのである。はじめ裁判は、妾劉氏に二女のあることを知らず、一、劉氏と珍珍、二、秋菊と二女の二者の間の家産分割が考えられたが、その後、劉氏にも二女があることが判明したため、裁判のやり直しが行なわれた。

此の二女は既に是れ(田)県丞の親女なり。登仕(世光)をして尚お存せしむれば、合に珍郎と均分し、二女は各々男の半ばを得べし。今、登仕既に死す。止だ諸子均分の法に依るを得。県丞の二女、まさに珍郎と共に父の分を承

く。十分の中、珍郎五分を得、五分を以て二女に給す。登仕の二女は、まさに立つる所の子（世徳）と共に、登仕の分を承く。男子、死後立つる所に係る。まさに四分の三を以て二女に給し、一分を以て立つる所の子に与うべし。此の如くの区処、まさに法意にかなうべし。

といっている。先ず第一に、若し登仕（世光）が生きていた場合、登仕（世光）と珍郎とが均分し、劉氏の二女は、男の二分の一を得る。しかし、実際には登仕（世光）は既に死亡しているのであるから、田県丞と劉氏間の一男二女については、正妻の子でないが、諸子均分の法に従って、珍郎が二分の一、二女が残る二分の一を承ける。二女はそれぞれ四分の一となり、「二女はまさに男の半ば」を承けることになる。この配分方法が諸子均分の法とよばれ、且つ、県丞の二女は、男子珍郎と共に「父の分を承ける」法的権利をもっていたのである。「諸子均分法」について、滋賀氏は「この語意解けず」といわれている。しかし、例えば、上引、范西堂書判「女はまさに分を承くべし」の鄭応辰の遺産配分において、親生の二女と、過房の養子との間の承分について「若し他郡均分の例を以て之を処すれば、二女と養子と各々まさに其の半ばを受くべし」とあった。過房の養子が二分の一、二女合わせて二分の一、つまり、二女はそれぞれに男の半ばを受けるという条法があった。この「他郡均分の例」と「諸子均分の法」とは、配分率が同じであり、いずれも均分法とよばれている。均分概念は、家産分割における男子兄弟間だけでなく、以上の如き、女承分も含めて用いられていたのである。第二には、登仕（世光）と女使秋菊との間の二女への配分についてである。これも正妻の子ではないが、二女は、命継の養子世徳と共に、父世光の分を承ける。但し、世徳は世光の死後の命継であるから、二女に四分の三、世徳に四分の一を与える。この配分は、上引、表1の第一、在室諸女の場合の規定に一致する。なお、上引、劉克莊引く令文に「諸子戸絶の財産は、尽く在室の諸女に給す」とあったが、『清明集』卷九戸婚門 取贖、「孤女、父の田を贖す」という吳怒齋の書判にも同文の令文が引用されている。劉克莊が当時の令文にもとづいていたことを示している。

以上のようにみると、劉後村は当時の現行法令に従って判断しているのであって、恣意的に現実ばなれた我流の判決を下しているのではない。劉克莊が依り所とした法令は、范西堂も吳怒齋も判語の基準としているのである。

劉後村の判語と范西堂の判語の内容は、共に具体的であり、共通の法令にもとづいていることは明らかである。劉後村

の官僚生活は、嘉定二年（一二〇九）建陽令から始まり、『清明集』の書判の殆んどは江南東路提点刑獄の時代に書かれたものであるとい⁽¹⁴⁾う。范西堂も開禧元年（一二〇五）の進士で、劉克莊と同時代の人であり、且つ、上述したように書判の書かれた任地も劉後村と重なっているところが多い。兩者共に、『清明集』中に、それぞれ二篇の書判を残しているが、女承分・戸絶法・均分法等にみられる判語の一致は、決して偶然ではなく、共通の社会的基盤の上に立ち、南宋地域に共通の現行法令にもとづいて判決を下しているためであろう。「女はまさに男の半ばを得べし」という女子分法は、他の諸法令と同じく現実の生きた現行法として実効をもっていたと考えられる。「異質的」とか、「慣習から遊離した」、「劉克莊の我流の解釈」などといって却けてしまうことは出来ないように思われる。当時、女子もまた家産分割に対して、「父の分を承ける」権利、財産に対する一定の法的権利を有し、これが均分という概念でとらえられていたのである。

二 粧奩について

以上の如き女子分法に関連して、女子の財産権として粧奩田についてふれておきたい。滋賀氏は「其れ、改嫁する者は、夫の財産、及びもとの粧奩は、みな前夫の家を主と為す」という明戸令をあげて、これは「古来の大原則」であり、「改嫁は、妻が自己のうちに生きる夫の人格を脱ぎ棄て、夫の宗を離脱する行為であり、それにともなつてすべての権利を脱ぎ棄てなければならない」とい⁽¹⁵⁾われているが、これを全面的に否定する史料がみられるのである。『清明集』巻一〇人倫門、母子「子、継母と業を争う」と題する天水の書判に、呉和中という貢士の遺産をめぐる母子の争いの記録がある。長文なので、要点だけのべる。

呉和中は妻を亡くし、七歳の息子が残され、王氏を後妻に迎えた。王氏はすでに呉和中に嫁し、夫に従う身となったのであるから、夫に異志などあるべきでないにも拘らず、田産を統置し、その売買契約書はすべて王氏の粧奩として作成された。そもそも本来の立法の意は、妻の財産を妻名儀で置産するのは、夫の兄弟と同居している場合、将来家産分割に際して、争訟のたねを未然に防ごうとするためにすぎない。王氏は呉貢士に嫁し、舅姑を養うことも、夫の兄弟と財産を分

析することもいらず、一家の財産は、些細なものまで、すべて王氏のものなのである。王氏は何も王氏名儀の田産を立て、物業を私置する必要はなかったのである。しかし、呉貢士は王氏を溺愛して妻のいいなりになり、王氏は未永く夫に仕える志などなかった。呉貢士は嘉定九年九月（一二六一）に死んだが、家道は豊かで、王氏がよく家を守り、一人息子を養育して成人させれば、王氏も節婦の名を得、呉貢士にも後継ぎがあり、呉家は安泰であった。しかるに、王氏は夫の死後間もなく、一切の財産を引提げて再婚し、息子の呉汝求も家産を蕩尽して無一文になり、継母の財産をねらって訴訟を起こしたのである。

呉貢士が生前に所有していた家屋一区、田百三十畝、その他器具・什物の類は、死後三年の間に、妻と息子で破蕩しくされた。王氏は、呉貢士に嫁入りの時持参した自随田二十三種と、結婚後粧奩によって統置した田四十七種、及び呉家にあったものをかき集めて再嫁した。息子の呉汝求は、粧奩として王氏の名儀になっている四十七種の田は、呉貢士の財で取得したものであり、その他にも質庫錢物があったが、すべて王氏の所有に帰しているといつて訴えた。しかし、官が契約書を取り出して調べてみると、すべて王氏の名儀で契約が成立していて、文句のつけようがなく、王氏の財産に間違いないことが確認された。質庫錢物については、若し、本当に質庫錢物があったのであれば、呉汝求は父の死亡時にはすでに成人していて、自ら管理出来る年齢に達していたにも拘らず、管理を怠り、産を傾けて妄費の生活をし、恐らく質庫錢物も浪費されてしまったのであらうと判断され、呉汝求の訴えは二つながら却けられた。但し、王氏は再婚して安住の場所があるが、呉汝求は無一物であったため、王氏のもっている家屋に、典売してはならないという条件づきで、呉汝求を住まわせることにしたというのである。

滋賀氏のいわれる「古来の大原則」は、ここではすべて否定されている。たとえ放蕩息子とはいえ、歴然とした呉和中の男嗣子が存在しているにも拘らず、王氏が再婚に際して持去った自随田二十三種、呉和中と結婚後、夫の財によって取得されたと訴えられた王氏名儀の粧奩田四十七種は王氏の名儀で立契されていたため、王氏の粧奩田であることが確認され、再嫁に際して持去ったことは何ら問題とされていない。「立法の意は、兄弟が同居している場合、妻の財で置産するのは、他日訟分の患を防ぐのみ」といわれていて、法によって妻の財産は家産分割から除外され、保証されていたのである。

る。吳汝求が、はじめから、王氏の自随田二十三種を訴訟の対象から除外しているらしいのは、恐らく自随田は、改嫁しても王氏に固有の財産と考えられていて、訴えても勝味がないと判断したためではなからうか。「其れ改嫁する者は、夫の家の財産、及びもとの粧奩は、みな前夫の家を主と為し」てはいないのである。滋賀氏は「持参財産たる土地は、通常、夫の名儀で保持される」といわれるが、ここでは「秋毫以上、皆王氏夫婦の物なり」とあって、呉夫婦と夫の名でなく妻の名で表現されていることにも注意しておきたい。

『清明集』巻五戸婚門 争業下「妻の財による置業は（衆）分に係らぬ」は翁浩堂の書判である。陳圭が「息子の仲龍とその妻、蔡氏が、（陳家の）衆分の田業を盗んで蔡仁に質入れした」と訴えた。そこで蔡仁を召喚したところ、蔡仁は、その田業は「仲龍の妻の財産によって取得したものである」と主張した。契約書・証文を調べた結果、その田業は妻の粧奩によって取得されたことが明白であるから、これを衆分の田ということは出来ず「法に在りては、妻の家の得る所の財は、分限に在らず」という法を引いて、その田業は家産分割の対象とはならないという判決が下された。詳しい経過は省略するが、最後に、若し、陳圭が錢を用意して蔡氏に還せば、その田業は衆のものとなり、将来、兄弟の家産分割の対象となるが、若し、陳圭が贖錢を出さなければ、その田業は蔡氏にもどり、「随嫁田法」に依ることになるという。粧奩田は法的根拠をもって保証されていたのであって、恐らく、上述王氏の二十三種の自随田も、また四十七種の粧奩田もかかる法によってその所有権を保証されていたのであろう。なお、宋代金石記の土地所有関係・租佃関係を示す史料に女子名儀の土地所有が散見し、粧奩田もみえるが、ここでは割愛する⁽²¹⁾。

滋賀氏も、「立法上は、資料的に知られ得るかぎり、一貫して（随嫁粧奩財産）を持去るを許さずとする立場がとられている。ただし、南宋時代の判語においてはこの点明瞭でなく、むしろ持去り得るとする考え（傍点柳田）が、当時の識者の一部にあったと思われるふしがある」といわれているが、一部の識者に、そのような考え方があったのではなく、明確に立法によって保証されていたのである。滋賀氏の引かれる「粧奩は、みな前夫の家を主となす」というのは明の戸令である。南宋時代には、なお粧奩は妻に固有の財産として随家田法により法的にみとめられていたものが、明になって認められなくなった。つまり、粧奩に対する妻の権利が低下していったとは考えられないであらうか。

おわりに

南宋期、戸絶財産は法規定に従って配分率が定められ、養子と共に、在室・帰宗・出嫁女等に対し、女承分として配分され、この女承分もまた均分という概念でとらえられていた。南宋江南の判決文を集録した『清明集』には、遺産相続争いに関する数多くの書判が残されているが、その判決の基準となったのは、「法に在りては」、「法を准るに」、「戸令によれば」、「条法に照らして」等々、当時江南に広く現行していた法令であった。范西堂も劉後村も共通の現行法にもとづいて判決を下している。「法に在りては、父母已でに亡く、兒女産を分つに、女はまさに男の半ばを得べし」という劉後村の女子分法は、范西堂のいう「他郡均分の例」、「諸子均分の法」と同一配分内容である。当時、家産分割における均分の概念は、兄弟均分に限られて用いられたものではなかったらしい。「女は男の半ばを得る」という女子分法も、戸絶法における在室女・帰宗女・出嫁女への遺産の配分も含めて、広く均分範疇で理解され、それが、「州県の奉行すべき法令」として、判決の共通の基準となっていたのである。そして、女子もまた、「父の分を承ける」権利を有した。

妻の粧奩財産もまた、そのような法的、社会的状況の中で考えてみる必要があるように思われる。さきにみたように、呉貢士に嫁した王氏は、夫が死ぬと、自随田、及び、呉貢士と結婚後新たに統置した王氏名儀の粧奩田を引提げて改嫁した。呉貢士の息子呉汝求是、王氏が結婚後統置した粧奩田は、呉貢士の財産によって取得されたものであるといて訴訟を起こしたが、契約書が明らかに王氏名儀で作成されていたために、訴訟は却けられた。呉汝求が、王氏の自随田をはじめから訴訟の対象から除外したのは、恐らく、自随田は改嫁しても、法的に王氏の財産であることが認められていて、訴えても勝味はないと判断したためと思われる。妻の粧奩田は「随嫁田法」という法によって保証されていたものと思われる。王氏の自随田や粧奩田もまた、かかる法によってその所有権を認められていたのであろう。改嫁に際して持去っても、法的にも何ら問題にされていないのである。

滋賀氏によると、詳細を極めた戸絶における女承分立法は、宋代の特殊な現象であり、「明清代になると、再び『所有親女承受』という極めて簡単な規定が一つおかれるだけになり」、「清朝以降の世の実情としては、必ずしもむすめに財産

が与えられていない」。「慣習上も、清朝以降の資料にあらわれたところでは、戸絶財産はむすめに与えられるべきとは決まっていなかった」等といわれている。明清期に到り女子の財産権に低下現象があらわれたのではないだろうか。南宋期には、改嫁時に粧奩田の持去りは法的に認められていたが、明の戸令になると、「夫の家を主となす」ように変化していったのではないかと思われる。仁井田氏は、「中国で皮肉にも、朱子学またはその系統の学問（程朱学）が盛行した宋代において、女子分法が明確にそして中国としては大幅にあらわれているのであって、こうした現象は単にイデオロギーの上だけで解決できるものではない」といわれる。しかし、朱子学は、南宋期には偽学の党禁をうけ、朱子学が王朝支配の理念として本格的に思想的影響力をもつようになるのは、恐らく科挙の学問として国教化が確立されていった明以降ではないかと考えられる。宋代に法的位置を得ていた女子の財産権乃至女子分法は、そのような変化の中で、法的に相対的に低下していったのではないかと推測されるが、今後の課題としたい。

註

- (1) 仁井田陞『中国の法と社会の歴史』第十章 家族と婚姻、第十二章 新婚姻法の成立と発展、岩波書店、一九六七、小野和子『中国女性史』平凡社、一九七八をあげておく。
- (2) 『北京週報』一九七二年七号、『朝日新聞』一九七二年三月一日。
- (3) 劉克莊『後村先生大全集』巻一九三書判「祁陽県東尉、周丙の家の財産を檢校せる事」、『清明集』巻八戸婚門、分析「女増はまさに妻の家の財産を中分すべからず」。
- (4) 滋賀秀三『中国家族法の原理』第四章婦女の地位、創文社、一九六七。
- (5) 仁井田陞『中国法制史研究 家族村落法』第三章宋代の家産法における女子の地位 第四・五節女子分法、東京大学出版会、一九六二。
- (6) 以下、『清明集』引用は明刻本点校本『名公書判清明集』上・下二冊、中華書局、一九八七に依った。明版『清明集』については陳智超『明刻本『名公書判清明集』述略』『中国史研究』一九八四―四、及び中華書局版『点校説明』参照。特に後者が詳しい。

(7) 継絶には、立継と命継の二つの場合があった。立継は、夫が死亡して実子・養子（生前に過房によりとりきめた嗣子）共にない場合、寡婦が亡夫のために継を立てる行為、命継は、実子・養子・立継もなくして両親共に死亡した場合、近親の尊長が継を命ずる行為、仁井田陞『支那身分法史』五〇―一五〇六頁）

(8) 註(4) 滋賀著書四〇四頁以下、仁井田陞『支那身分法史』四八四頁以下、同『中国法制史研究 法と慣習』四二―一頁以下参照。なお『清明集』卷八戸婚姻に「已に檢校せる財産を侵用せるは、論ずること朝廷封樁の物を擅支せる法の如し」と題する胡石壁の書判がある。地域は湖南。曾元収なるものが檢校錢六百余貫、銀盞二十隻を擅支、その他の不法行為に対する判決であるが、戸絶法に関して曾二姑について「詞を興するは已に嫁するの後に在りと雖も、戸絶は則ち未だ嫁がざるの先に在り。此の如くなれば則ち、合に在室女は、子は父の分を承くるの法に依り、半ばを給するを用うべきは、夫れ、また何の説があらん」という注目すべき書判がある。

(9) 『清明集』卷四戸婚姻 争業上。

(10) 註(6) 陳智超論文。

(11) 『宋史』卷四一〇范応鈴伝。

(12) 『後村先生大全集』卷一九三、『清明集』卷八立継「継絶の子孫は、止だ財産の四分の一を得るのみ」は、その前半部分である。註(4) 滋賀著書四五五―四五七頁、註(5) 仁井田陞著書三八五頁他参照。

(13) 「戸絶財産は尽く在室諸女に給し、婦宗女は半ばを減ず」とある。この書判は、明刻本のみにあり、宋本には見当たらない。

(14) 註(6) 陳智超論文。

(15) 註(4) 滋賀著書四二二―四二三頁。

(16) 陳智超論文によると、天水の書判は五篇あるが、姓名・事蹟は不明とされている。

(17) 種とは、梅原郁氏によると、南宋時代、浙江・福建等で行なわれた播種量による田地の計算単位。但し、詳細は不明とのことである。梅原郁訳註『名公書判清明集』一七頁、同朋社一九八六参照。

(18) 註(4) 滋賀著書五二一―五二二頁。

(19) 建安の人。宝慶二年（一二二六）の進士。二八篇の書判がある。書判中には処州・衢州等浙東路の判案がある。註(6) 陳智超論文。

(20) 『宋刑統』卷二二 戸令。

宋代女子の財産権（柳田）

(21) 「南宋期家産分割における女承分について」『劉子健博士頌寿記念宋史研究論集』同朋舎、一九八九。

(22) 註(4) 滋賀著書五二八〜五二九頁。

(23) 註(4) 滋賀著書四五二頁他。

(24) 註(5) 仁井田著書三九〇頁。

なお、本稿は、一九八九年二月二日、法政大学史学会大会講演（内容は当時投稿中であった「南宋期家産分割における女承分について」『劉子健博士頌寿記念宋史研究論集』を原稿化したものである。構成、史料の出入等若干の手を加えて再録させていただくことになった。ご諒承をお願いする次第である。